

計画書

陸前高田都市計画被災市街地復興推進地域の変更（陸前高田市決定）

陸前高田都市計画陸前高田地区被災市街地復興推進地域を次のように変更する。

名 称	陸前高田地区被災市街地復興推進地域
位 置	陸前高田市高田町字荒町、裏田、大石、大石沖、大町、川原、寒風、下和野、砂畑、館の沖、長砂、中宿、並杉、馬場、馬場前、洞の沢、本丸、曲松、本宿、森の前の全部 字太田、大隅、下宿、栃ヶ沢、中川原、中田、中長砂、中和野、鳴石、西和野、東和野、古川、字山苗代の一部 陸前高田市米崎町字地竹沢、沼田の一部 陸前高田市気仙町字三本松、町、的場の全部 字愛宕下、荒川、荒川沢、丑沢、内野、小渕、川口、神崎、木場、砂盛、田の浜、垂井ヶ沢、土手影、中井、中ヶ谷、中瀬、中堰、奈々切、町裏の一部
面 積	約 6 2 6 . 4 ha
緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針	当地区では、津波被害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業等による建築物若しくは建築敷地の整備、これらと併せた基盤施設等の整備により、市街地の安全な場所への移転や被災地の地盤の嵩上げ、これらと併せた道路網等の構築を行い、安全な市街地の形成を図る。
被災市街地復興特別措置法第 7 条の規定による制限が行われる期間満了の日	平成25年 3月 10日

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本地域は、東日本大震災により地域内の建物の大部分が壊滅的な被害を受けるとともに、地盤沈下による冠水被害も発生しており、早期の復興が必要であることから、平成24年2月8日に都市計画決定し、平成25年2月26日に都市計画変更したところであるが、復興にあたり土地区画整理事業を実施するため、その区域に合わせて区域を変更するものである。